

令和2年6月1日修正
令和2年5月18日作成

池田町有施設を利用されるみなさまへ

県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況は落ち着きを見せていますが、今後も引き続き「誰もが感染するリスク」、「誰でも感染させるリスク」があります。町民のみなさまには、「新しい生活様式」を日常とすることにより、感染拡大を予防してください。

また、町の施設利用にあたっては、下記の事項を守っていただきますようお願いいたします。

- 施設の利用ができるのは、会議や打ち合わせを主に利用する場合においては5月18日から、健康増進を目的とした運動等に利用する場合においては、6月1日からとします。
- 当面の間、貸館施設の利用は、町民および町内の団体のみとします。
また、高校生以下は当面の間利用できません。
- 施設の利用時間は原則2時間までとします。また、打合せや会議等は短時間で終了するようにしてください。
- 発熱その他感冒様症状を呈している場合は入館できません。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
- マスクの着用、室内の換気をしてください。
- 三つの密（密閉、密集、密接）の発生を避けてください。
- 大声での会話や、歌唱、応援等は控えてください。
- 接近した距離での会話は控えてください。
- 施設備え付けの用具を使用するのではなく、なるべく自分の用具を持参してください。
- やむを得ず施設備え付けの用具を共用する場合は、こまめに消毒してください。
- 酒類を提供する飲食を伴う会合については原則禁止します。
- 飲食を伴う会合については、対面しない座席の配置および長時間にならないよう心がけてください。また、終了時には机等の清拭消毒の実施をお願いします。
- 運動中のマスクの着用は利用される方の判断に任せますが、受付、着替え、休憩等の間はマスクを着用してください。
- 混雑が予想される場合は利用の自粛要請、または入退場における誘導整理要員確保をお願いします。
- 不特定の方が利用する場合は、名簿に氏名を記入してください。
- 県内において、感染拡大の兆候があれば、再び利用制限をかけることがあります。